

令和4年第2回定例会 総務文教常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和4年6月15日(水) 午前9時59分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る
意見書の採択を求める請願書
議第69号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について
議第70号 栗島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結について
議第71号 消防団消防用ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結に
ついて
- 4 出席委員 (7名)

1番	上村正朗君	2番	山田勉君
3番	鈴木いせ子君	4番	佐藤重陽君
5番	三田敏秋君	7番	高田晃君
8番	小杉武仁君		
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員 (1名)
川村敏晴君
- 7 傍聴議員 (4名)
菅井晋一君 富樫雅男君 河村幸雄君
渡辺昌君
- 8 地方自治法第105条による出席者
副議長 大滝国吉君
- 9 オブザーバーとして出席した者
なし
- 10 説明のため出席した者

副市長	忠 聡君
総務課長	東海林 豊君
同課参事	小川 智也君
財政課長	長谷部 俊一君
同課契約検査室長	立花 強君
同課財務管理室長	榎本 治生君
企画戦略課長	大滝 敏文君
同課参事	山田 美和子君
同課企画政策室長	忠 康博君
同課企画政策室副参事	田村 政和君
同課行政改革推進室長	五十嵐 博君
同課地域交通政策室長	須貝 直毅君
地域経済振興課経済振興室副参事	玉木 善行君
会計管理者会計課長	菅原 明君
消 防 長	田中 一栄君
消 防 本 部 次 長	瀬 賀 誠君

消防本部総務課長	小林精司君
消防本部消防広報係長	松浦知之君
選管・監査事務局長	木村俊彦君
荒川支所長	平田智枝子君
神林支所長	加藤誠一君
朝日支所長	岩沢深雪君
山北支所長	大滝寿君
教育長	遠藤友春君
学校教育課長	渡辺律子君
同課参事	今井雅仁君
同課教育総務室長	中山晴剛君
生涯学習課長	平山祐子君

11 議会事務局職員

局長	内山治夫
次長	鈴木渉

(午前 9時59分)

委員長(小杉武仁君)開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、請願第1号について請願者の意見を聞くこととしたので、請願の審査において協議会を開催し、委員会再開後、審査日程どおり付託議案の審査をすることに異議なく、また、議会申合せにより請願者の説明及び質疑の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長(小杉武仁君)請願者代理人(新潟県教職員組合村上市岩船郡支部書記長 小柳輝君)を入室させる。

日程第1 請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書を議題とし、紹介議員(川村敏晴君)から補足説明を受けた後、請願者(新潟県教職員組合村上市岩船郡支部書記長 小柳輝君)から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査結果を文書で通知する旨を伝えて退席または傍聴させ、審査に入る。

(補足説明)

川村 敏晴 皆様、おはようございます。この請願については、今定例会初日に本会議場にて補足説明をさせていただいたので、また本日請願者趣旨説明にもおいでいただいているので、私から特にはないが、総務文教常任委員会の皆様には、例年提出される請願であるけれども、ぜひともこのたび請願の趣旨をご理解いただき、ご支援賜ることをお願い申し上げて紹介議員からの説明とさせていただく。よろしくどうぞお願いいたします。

委員長(小杉武仁君)暫時休憩を宣する。

(午前10時03分)

委員長（小杉武仁君）再開を宣する。

（午前10時18分）

（審 査）

小杉委員長　これから審査に入る。初めに自由討議を行う。自由討議はないか。

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討 論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で審査を終結し、自由討議求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、請願第1号は、起立全員にて採択すべきものと決定した。

委員長（小杉武仁君）暫時休憩を宣する。

（午前10時19分）

委員長（小杉武仁君）再開を宣する。

（午前10時29分）

日程第2 議第69号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について及び議第70号 栗島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結についての2議案を一括議題とし、担当課長（企画戦略課長 大滝敏文君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

企画戦略課長　おはようございます。議第69号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について及び議第70号 栗島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結について一括でご説明を申し上げます。村上高等職業訓練校が本年3月31日をもって廃止されたことに伴い、平成27年第2回定例会でご議決をいただいた関川村、栗島浦村それぞれの村上岩船定住自立圏形成協定を変更するため、村上市議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、このたびご議決をお願いするものである。議第69号については、関川村との定住自立圏の形成協定の変更で、議第70号について栗島浦村との協定の変更であるが、変更の内容については、両議案とも雇用促進に向けた取組についてであって、甲の役割、村上市の役割であるけれども、変更前は「雇用対策協議会や職業訓練校の取組を推進する」となっていたものを「雇用対策協議会等の取組を推進する」と変更するものである。また、乙の役割、乙とは関川村及び栗島浦村の役割であるが、その役割についても同様に「雇用対策協議会等の取組」と変更するものである。なお、協定書の新旧対照表を参考資料として議案に添付しているので、ご確認いただければと思う。説明は以上となる。

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

(議第69号自由討議)
(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第69号討論)
(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第70号自由討議)
(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第70号討論)
(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、議第69号について討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第69号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

次に、議第70号について討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第70号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第71号 消防団消防用ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結についてを議題とし、担当課長（消防長 田中一栄君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

消防長 おはようございます。議第71号は、消防団消防用ポンプ軽積載車8台、小型動力ポンプ8台を購入するものである。車両8台、ポンプ8台ともに既存のものを更新するものである。以上となる。お願いいたします。

(質疑)

上村 正朗 では、幾つか教えていただきたいと思う。必要だから買うということで、それはいいのだけれども、入札の関係でもよろしいのだよね。入札の関係で、辞退が、3者辞退しているのだけれども、辞退の理由をちょっとお聞かせいただければと思う。

財政 課長 今ほどの辞退の理由というお尋ねであるが、3者辞退があって、そのうち2者については、理由といっても、都合によりという届出であった。もう一者については、主要の部品の物品が手配できないためというのが1件あった。以上である。

上村 正朗 指名競争入札なので、その辺責任持って応札していただけるという、そういう理由で選定していると思うのだけれども、都合によりみたいな理由で辞退というのは結構あるものなのだろうか。

財政 課長 件数的な統計までは取っていないが、やはり理由としては結構ある。
山田 勉 今同じあれなのだけれども、実際その前も3者の方が辞退したような私なりに記憶があるのだが、それはなかったか。

財政 課長 以前の辞退のほうはちょっと私今手元に持ってきてはいないが、確かに辞退というケースは以前にもあった。

山田 勉 村上の地元では、そういう扱える業者はいないのか。
財政 課長 こちらについては、現在装置の装着、艀装、そういった関係で市内の業者の指定には至っていないが、一応地元の自動車整備協会のほうに、消防本部のほうからだっ

たと思うのだが、問合せをさせていただいたケースがあった。市内業者で艀装できる業者がないという、そのときにはご回答をいただいたということであって、消防の車両は特殊ということで、なかなか車両の入手も難しいということとその際に回答を得ているということをお聞いている。以上である。

上村 正朗 では、ちょっと追加で教えていただきたいと思う。都合により辞退というのは、辞退の理由としては非常に責任がない理由なのかなという気がするのだけれども、次回以降の指名する際に、理由の付記によって指名の可否が決まるみたいなことは、決まるというか、影響するとかということはないだろうか。

財政 課長 現在私ども指名をさせていただいて、辞退の場合については、辞退の届出をいただく取扱いにしている。ただ、その理由については具体的な理由を必ずしも求めているという取扱いであるので、今現状でそれをもって次回の指名というところまでは考えていない。

上村 正朗 検索すると、入札辞退の辞退書の自由欄しっかり書かないと、次の指名のときに影響があるから、しっかり書こうみたいな、そういう例文もかなりネット上は流れているような状況なのだけれども、それなりの理由で、ここだったらしっかり大丈夫だろうということで選定しているにもかかわらず、辞退の理由がはっきりしないようなところについては、やはり具体的にもうちょっと内容をしっかり確認することが必要なのではないかなという気がするのだけれども、その辺はいかがだろうか。

財政 課長 今実際に指名業者のうち多くが辞退ということであるので、現状では確かに具体的なところまでの記載は求めているが、今後も消防車両の更新は続いてまいる。その際に実際確実な指名だとか、それから確実な競争がきちっと担保されるように、その辺の取扱い、他市の状況も今ご紹介いただいたので、私どももまた検討の材料の一つにしたいと思っている。以上である。

佐藤 重陽 同じ入札の部分なのだけれども、業者数、結局、入札のための数合わせではないけれども、確かに入札の希望は財政課のほうに当然出ているのだろうけれども、見てみて、これ実は消防自動車というのは大体が特定のところでしか製造されていないというか、改造というか、製造されていないみたいなので、無理した、逆に言えば数合わせより、実際にやっているところを選ぶようにしたらどうなのだろう。そうすると、船山あたりも消えてしまうからよくないのかもしれないけれども、実際にやれるところ、無理した数合わせみたいところはしなくていいのではないのかなというふうに思うのだけれども、どうか。そんな数合わせはしていないのかもしれないけれども。

財政 課長 私ども、幾ら競争とはいえ、やはりその業者であれば確実に履行できるというところをまず確認して、指名をさせていただいているつもりだ。単純に数だけというような取扱いはしていないので、よろしく願いいたす。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による

採決を行った結果、議第71号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（小杉武仁君）閉会を宣する。
（午前10時43分）